

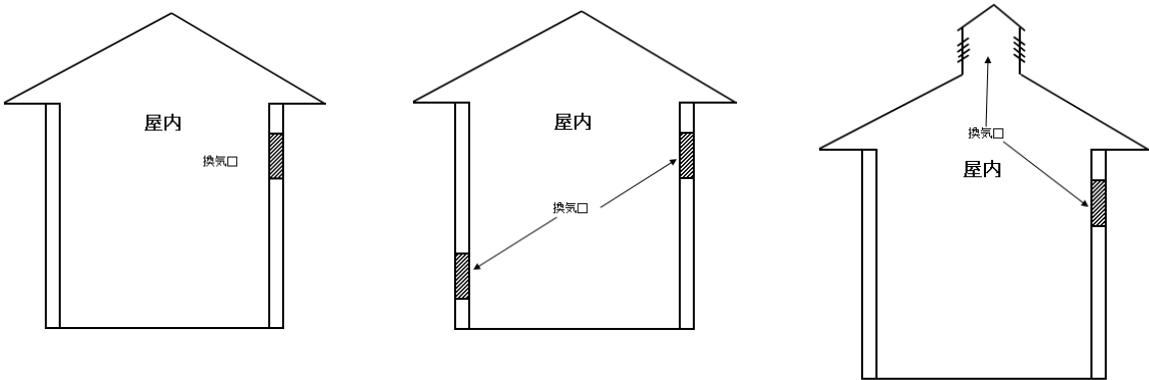
5 第31条の3の2 【指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋内で貯蔵し、又は取り扱う場合の基準】

第31条の3の2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること。
- (2) 窓及び出入口には、防火戸を設けること。
- (3) 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う床は、危険物が浸透しない構造とともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。
- (4) 架台を設ける場合は、架台は不燃材料で堅固に造ること。
- (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- (6) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

- (1) 本条は、屋内において少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準であり、一定の構造及び設備を有する室内で行うよう規定している。
- (2) 第1号は、構造規制を受ける範囲は、原則として室内全体(保有空地例による場合を含む。)とする。したがって、天井のない室にあっては、屋根も含むものとする。
- (3) 第2号は、「室」の内部に間仕切壁を設け、当該壁に開口部を設ける場合には、防火設備としないことができる。
- (4) 第3号は、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う床について、コンクリート舗装等の浸透防止措置を講じるとともに、適当な傾斜及びためますを設けることを規定している。『傾斜』及び『ためます』については、前条第2項第2号を参照のこと。
- (5) 第4号は、危険物を収納した容器を貯蔵するための架台について規定している。屋外において架台を用いて危険物を貯蔵する場合は高さの制限があるが、屋内における制限はない。『堅固に造る』については、前条第2項第3号を参照のこと。
- (6) 第5号『換気』とは、自然換気又は動力換気のいずれかにより危険物の種類、貯蔵取扱形態及び貯蔵し、又は取り扱う場所に応じて、その目的が十分達せられるものを設置することであり、第6号の可燃性蒸気排出設備を設置しても差し支えないものである。

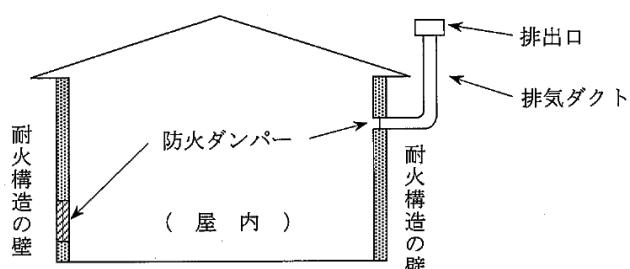
«換気設備例»



※その目的が十分達せられるものを選択する必要がある。

なお、換気設備には、自然換気設備(給気口と排気口により構成されるもの等)、強制換気設備(給気口と回転式又は固定式ベンチレーターにより構成されるもの等)又は自動強制換気設備(給気口と自動強制排風機により構成されるもの等)がある。

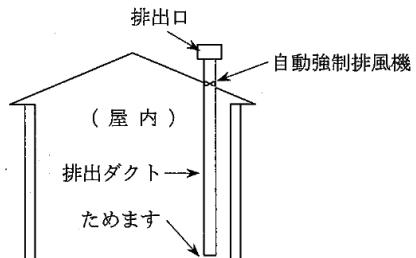
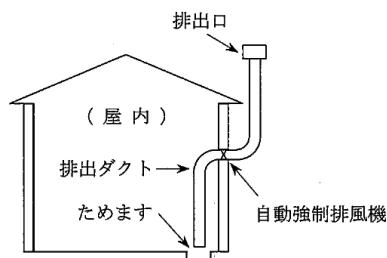
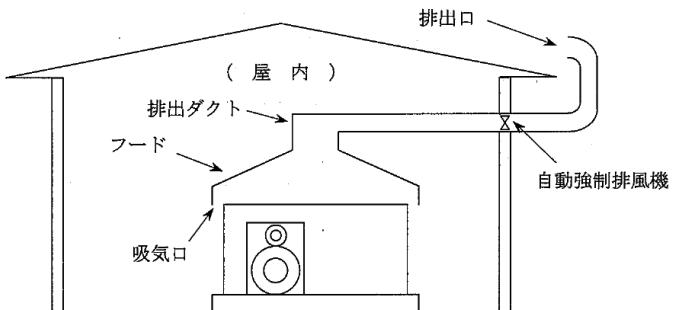
- (ア) 強制排出設備又は自動強制排出設備により、室内の空気を有効に置換することができ、かつ、室温が上昇するおそれのない場合は、換気設備を併設する必要はない。
- (イ) 第31条の3の2第6号の運用の例により、耐火構造等の壁にある換気口には温度ヒューズ付の防火ダンパーを設ける。



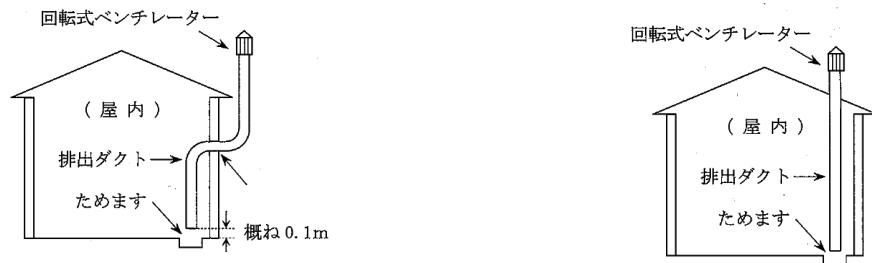
- (7) 第5号『採光』は、危険物の貯蔵及び取扱いに支障がないと認められる場合にあっては、照明設備の設置をもって、採光の設備が設置されているものとみなすことができる。

- (8) 第6号『排出する設備』とは、防爆型の換気扇等により可燃性の蒸気等を強制的に排出する設備をいう。
- (9) 「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合」には、次の場合がある。
- ① 引火点が40°C未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合
 - ② 引火点が40°C以上の危険物を引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱う場合
- (10) 可燃性蒸気排出設備については、次による。
- ① 「屋外の高所」とは、地上2m以上の高さで、かつ、建築物の窓等の開口部及び火を使用する設備等の給排気口から1m以上離れている場所をいう。
 - ② 排出設備は、次のア及びイの例により設ける(第25図～第29図参照)。
この場合、耐火構造としなければならない壁及び危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所と他の部分を区画する不燃材料で作った壁(以下「耐火構造等の壁」という。)を排出ダクトが貫通している場合には、当該貫通部分に温度ヒューズ付の防火ダンパーを設ける。ただし、当該ダクトが1.5mm以上の厚さの鋼板で造られ、かつ、防火上支障がない場合には、防火ダンパーを設けないことができる。

ア 自動強制排出設備の例



イ 強制排出設備の例



(11) その他（スチール製の貯蔵庫）

スチール製の貯蔵庫により容器を貯蔵し、又は取り扱う場合は、条例第31条の3の2の基準に適合していること。なお、スチール製の貯蔵庫としては、次の例がある

